

日本語と日本手話

— 相克の歴史と共生に向けて —

第三特別調査室 山内 一宏

1. はじめに

外国人が我が国に帰化する場合、法律に明記されているわけではないが小学校低学年程度の日本語の能力が求められる。それができなければ我が国で生活していく上で様々な支障を生じるとというのがその理由と思われるが、それでは「日本語」とはそもそも何を指しているのか。従来から我が国は欧米と異なり島国で単一国家だから日本語のみが話されており、日本人＝日本語を話す人というのが当然と捉えられてきた。我が国は公用語を法律で規定していないが、法律が書かれている言語がすなわち日本語であるとの暗黙の了解がある。しかしながら、歴史的に見て日本語以外の言語を母語とする人々も我が国で生計を営んできたことも事実である。琉球語については、日本語と関係が深いとして別言語とするには異論もあるが、北海道のアイヌ語は明らかに日本語とは異なる。アイヌ出身で参議院議員であった萱野茂は、国会の場においてアイヌ語で質疑したことがある。会議録として記録されているのは、発声に近い音韻のカタカナの羅列で日本語話者には皆目その意味は理解不可能である¹。

さらに、あまり知られていないが、我が国には「日本手話」という少数言語も存在する。最近ではテレビのニュースなどで見かけることもあり²、また案内ボランティアや福祉の観点から、手話を学ぶ人々が増えてきており、認知度は上がっているが、実はそれらは「日本語対应手話」であり、ろう者³が使ってきた言語としての手話と全く別物である。日本語対应手話とは文字通り日本語であり、音声を媒介とせずジェスチャーをもってコミュニケーションしようとする人工言語であるが、日本手話は語彙、文法・統語構造、用法等において言語学的に見て日本語とは全く異なる自然言語である。英語やロシア語など他の言語も『言語』というだけに主に音声を通じてやりとりされるため音声言語と定義されるが、日本手話は視覚言語である。

聴者はろう者を「気の毒だ」、「大変だろう」とか自分自身の基準で評価しがちであるが、それはあくまで聴者の価値観である。確かに病気や加齢で聴力を喪失した「中途失聴者」や「難聴者」は不自由を感じるだろうが、ろう者は生まれてこの方聞こえないことが自然

¹ 「次に、アイヌイタツアニということでありませう。イタツプリカ ソモネロカ シサムモンリ（以下略）」第131回国会参議院内閣委員会会議録第7号7頁（平6.11.24）

² NHKの手話ニュースは、かつて日本語対应手話（後述）であったが、2000年代初めから日本手話へ切り替えられた。

³ 音声が聞こえない人を「聴覚障害者」、その逆を「健聴者」と呼ぶこともあるが、音声が聞こえない人は自らを障害者と認識しておらず、ろう者と定義している。それゆえ、本稿も以下、「ろう者」「聴者」と記すこととする。

なので、「不便ではあるが不幸ではない」と感じている。さらに不便と感ずるのも、聴者が圧倒的多数の社会において社会システムが言語的マイノリティのろう者に十分寄り添っていないからであろう。

厚生労働省によると、ろう者をはじめとする「聴覚・視覚障害」を持つ人は平成23年時点で32万人余りで、障害者（障害者手帳所持者）の8%、我が国人口で見ると0.3%に過ぎない⁴。そのなかで日本手話で流暢に会話ができるネイティブ・サイナーと呼ばれる人々はそのほんの一握りである。しかしながら、日本手話は昔から営々と受け継がれ独自の「ろう文化」を形成してきた。

本稿では、マイノリティ言語として生き続ける日本手話、その背景となる「ろう文化」を巡る諸問題について、ろう児教育の抱える課題を中心に紹介することにしたい。

2. 日本手話と日本語対应手話

まず、議論を整理する上で前提となる日本手話と日本語対应手話の相違点について改めて明確にしておく。

日本手話は、日本語とは別物であり、れっきとした一つの独立した自然言語である。各国の言語を比較しても、統語、用法はもちろん、ヴォイス（態）、ムード（法）、アスペクト（相）で言語学上全く違う⁵。日本手話の場合、「明確な文法規定がない」とか「同表現異義語が多く言語として不完全」との批判もあるが、それは誤解であって文法規定がないのではなく我々の面前に明示されていないだけであり、同表現異義語（同音ではない）が多い点については、それでもろう者間のコミュニケーションが行われているのは明確な用法ルールがある証左であり、文法規定の存在を裏付けるものであろう。日本語で「食べていました」は「食べました」とは弁別的であるが、日本手話ではそれにピッタリとした表現はないそうである⁶。またコミュニケーションの持ち方の点でも両者は大きく異なる。日本語は「察しの文化」の表れと言われ、全部説明しなくても意図は通じ合えるし、わからない人は空気が読めない人と響きを買う。いわゆる高コンテクスト文化と言われる。それに比べてアメリカ人、ドイツ人は具体的に言語によって意思表明することが大事とする低コンテクスト文化であるとされるが、日本手話は後者に分類される⁷。英語と日本語でどちらが洗練されているか、優秀かという序列がないように、あらゆる言語間においても甲乙を論じることは適当でない。それは日本手話においても同様である。学問や思想を論究し、抽

⁴ 厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果の概要」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_b_h23.pdf>（平29.1.4最終アクセス）

⁵ 日本語には過去形（文法用語でいう「タ形」と）と現在形（同じく「ル形」）はあるが未来形はない。英語では助動詞で未来を表現するが、フランス語はRの音を活用語尾に組み込んで未来形としている。中国語には時制がないため、「明日」や「以前」といった語でいつの時点かを表す。さらにフランス語には願望・後悔など思考形態でものを表す接続法が存在する。このように言語によってその性質が複雑であり多様である。

⁶ 日本手話は手や指だけでなく、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化で文法的区別を行うこと、また構文的にはSOV型をとり、日本語と同様であるが、いつ、どこで等のいわゆるwh疑問文ではそれが最後に来るので日本語とは語順が異なることになる等、言語学的にも別言語とされる。

⁷ 例えば、ろう者が「兄弟は何人いますか」と問われると、人数を答えるのに対し、聴者は「兄が1人います」と、直接聞かれていないことを先回りして答える。また、聴者は1人と答えたのに対し、ろう者は同じ質問で「2人です」「兄と私です」と自分を含めた人数を答えている。これも両言語の用法の相違を表している。

象的な内面的な事象を説明できる、言語が持つ必須要件をすべて兼ね備えた自然言語としての評価を今日の言語学者は行っている。

他方、日本語対応手話は手話サークル等においてろう者と聴者との間でコミュニケーションツールとして 1960 年代から使われ始めた人工言語で、当時は日本語対応手話という名称もなく日本手話と渾然一体となり単に「手話」とされていた。聴者は日本語をしゃべりながら、それに合わせて手話の単語に置き換えていくもので、日本語が母語の中途失聴者や難聴者には便利な方法であった。しかし、単語が羅列されているだけで、単語と単語の関係を規定する文法を表すものがないため、ろう者は手の動きをつなぎ合わせて推測して解読しなければならない。日本語は述語が最後に来て肯定か否定かが最後までわからない言語であるが、その単語を見落とすか、手話通訳が未熟で表現できないとろう者は本来と逆の意味に解釈してしまう間違いも起こりがちである。

3. 日本手話の「発見」と胎動

1990 年代まで、日本語対応手話が正しい手話とされ、日本手話より社会的上位に位置づけられ、「頭がいい人が使う」言語とされてきた。裏を返せば、日本手話を使うのは社会的レベルの低い人の品のない行為とされてきたのである。もちろん言語学的には全く根拠のないことであるが、社会的にはそのような評価が一般的であった。

日本語対応手話が支配的な時代において、斉藤道雄⁸によれば 1991 年に日本で初めて日本手話が「発見」された。同年、東京で開催された世界ろう者会議に参加していた木村晴美⁹が日本語を翻訳した通訳者の手話に感銘を受け、以後仲間らとともに自分たちの言語である手話について研究に着手する。「1991 年というのは、ろう学校で手話が「手まね猿まね」とさげすまれ、動物のことば、いや、ことば以前の「身ぶり」として退けられ、禁止されていたころである。ろうの子どもたちは学校でこっそりと手話を使いながら罪悪感を覚え、おとなのろう者が使う手話はずかしいと思ひ、ろう者同士がバスのなかで無理に口話で話し合う、というのがあたりまえの風景であった¹⁰」状況下においても、木村らは手話について考察を一層深めていき、1995 年同僚の市田泰弘¹¹とともに「ろう文化宣言」¹²を公表する。その後、2003 年には日本弁護士連合会に対し「人権救済の申し立て」¹³が行われ、そこでは手話で教育が行われないことでろう児の教育権が侵害されているとの主張がなされている。このような「ろう運動」の胎動が見られる中で、2007 年学校教育法が改正

⁸ TBS 記者、ジャーナリスト等を経て、現在、明晴学園（脚注 16 参照）の理事長

⁹ 国立障害者リハビリテーションセンター学院・手話通訳学科の教官。NHK 手話ニュース 8 4 5 キャスターを務める。自身がろう者で日本手話やろう文化についての著作が多い。

¹⁰ 斉藤道雄「手話を生きる」（みすず書房、2016 年）125 頁

¹¹ 国立障害者リハビリテーションセンター学院・手話通訳学科の教官。その他、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館特別客員教授、東京大学非常勤講師も務める。

¹² 「ろう者を日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である。」との主張で、大きな反響があった。日本手話とろう文化が社会的に認知され、諸権利を行使できる存在となる一方、これまでの手話は一つとしてきた全日本ろうあ連盟の努力に水を差すものとして反対する意見もあった。

¹³ ろう児とその親 107 名が申立人となり、文部科学省に対し日本手話を教育使用言語とするように求めている。

され¹⁴、日本語が授業言語となる口話法による教育、日本語への同化主義への揺り戻しなどもあったが、ろう運動は前身の「龍の子学園」¹⁵というフリースクールを経て2008年に我が国初の日本手話を基盤にしたバイリンガル教育を行う明晴学園¹⁶の開校という形で結実する。ただ、残念ながら学校の規模は小さく社会全体で見ればまだほんの小さな出来事に過ぎない。しかし、ろう者にとって大きな一歩だったに違いない。

4. これまでのろう児教育

次に、ろう児を巡る教育環境の歴史的変遷についてみていきたい。

明治維新以降、政府は、「富国強兵」のスローガンの下、教育に関して学校制度を確立して、優秀な人材の育成や国民の教育水準の向上に力を入れてきた。ろう児に対しては1878年(明治11年)に京都盲啞院が開設され、以後各地に同様の学校が配置された。そこでは、手話法による教育が実施されていたが、ある時期からろう教育は口話法¹⁷のみに変更された。その背景には国民国家の台頭と、それに沿った教育制度の再編、すなわち挙国一致に向けた画一的・排他的な国民育成のための教育という大きな流れがあった。日本人ならお国のために役に立たねばならず「日本人なら日本語をしゃべれ」「努力すれば聞こえるはずだ」といった思想や風潮が支配的となり、ろう学校では口話法一色に染まっている。もちろん、口話法の根拠となるこのような精神論には科学的根拠はないが、海外を見渡すとミラノ会議¹⁸を経て世界的潮流が口話法に大きくなびいており、アメリカで口話法を見聞してきた伊沢修二¹⁹、川本宇之介²⁰が我が国における口話法導入の先鞭をつけた。そしてこの口話路線は1933年(昭和8年)に東京で開催された全国盲啞学校長会議において、文部省が口話法の徹底を文部大臣訓話の形で全国に指令したことで決定的なものとなった。以後、当時まだ現場に残っていたろう教師による手話での教育が一掃され、手話はろう学校から姿を消すことになった。

戦後もその方針が引き継がれ、ろう学校では口話法による教育が進められてきた。手話

¹⁴ 文部科学省は、学校の法律上の種別を変更し、ろう学校、盲学校、養護学校を「特別支援学校」という名称でひとまとめにした。それによりろう学校の統廃合は加速しろう教育の専門性が脆弱となり、ろう児は日本語のみが授業言語というこれまでの教育環境に逆戻りする。全日本ろうあ連盟は「特別支援」という文言はろう者が支援される低い側に位置づけられると批判している。

¹⁵ これまでの口話教育に不満を持つ有志が中心となって立ち上げた、手話で教育を行うフリースクール。十分な資金、人材、施設がないまま都内を転々としたが、ろう児やその親たちの支援もあり9年間存続。明晴学園設立とともに活動を終えている。

¹⁶ 地方特区ブームの追い風を受け、東京都が「手話と書記日本語によるバイリンガルろう教育特区」を内閣府に提案し、認可となり、学校法人としてスタート。

¹⁷ 口話法は、「聴覚口話法」ともいわれ、聞こえない音を聞き自分の声を出すことを目指すもので、口の動きで理解する「読唇」、音を出す「発声(発語)」、補聴器や人工内耳を利用し、できるだけ音を聞き取る「聴能」といった訓練を行うものである。

¹⁸ 1880年イタリア・ミラノで開催された世界ろう教育者会議において、ろう者の指導教育に口話法を手話法に優先させるという決議を行っている。これ以降世界は口話法を主流として。手話は口話の障害となるとして排斥された。

¹⁹ 文部官僚で、教育者・研究者というより教育行政家として評価される。台湾の日本語教育の立ち上げに尽力した。

²⁰ 伊沢と同じく文部官僚。のちに東京聾啞学校校長となる。

は口話法のマスターの妨げになるということで一切使用が禁止されてきた²¹。ろう児によって条件は異なるので、ろう児の中には口話法で効果があった事例もあり、口話法でそれなりの成果が上がったことも確かであるが、その一方で大変な努力にもかかわらず多くのろう児は十分な口話法を習得できないまま成長することになる。

各国においても口話法による教育が壁にぶち当たるに至り、ようやく教育には手話が必要であるとの声が高まり、手話を作り替える作業が行われるようになる。アメリカでは英語対应手話、スウェーデンではスウェーデン語対应手話が作り出されたが、ろう児にとってはいずれも不十分で心理的負担のあるものとなっている。それは我が国の日本語対应手話も同様であり、ろう児にとってストレスなく使えるものとはなっていない。

5. 言語の獲得

人間は一人では生きていけない。社会を形成し、その一員としての役割を果たしながら、他方でその恩恵に浴して生きている。社会の構成員として生きている以上、他の構成員とのコミュニケーションの必要が生じる。生物界を見渡しても、集団で生活しているものは何らかの意味伝達手段を有しており²²、人間の場合、それが言語である。言語はどのように生まれたかについては諸説あるが²³、その起源はともかく親から子へ、子から孫へ代々伝承されていくものである。生成文法理論²⁴によれば、人は生まれたときから言語獲得機能を有しているという。そして臨界期仮説²⁵によれば、言語は思春期までに習得されなければならないという。子どもは生まれてから、まず、両親等周囲から親の母語によるインプットをシャワーのように浴び続け、幼児期に単語から文節、文節から文章を生成する能力を体得する。小学校入学までには、日常生活に必要な語彙、文法を理解できるようになり、独自のプロソディを肌で憶え母語の基礎をしっかりと固め、その後、書き言葉を学校教育において学ぶことになる。

J. カミンズ²⁶によると、子どもが身につけていく言語能力は生活言語能力²⁷と学習言語

²¹ 聴者の元で育つろう児が初めて手話に出会うのは多くの場合ろう学校に行き手話のできる友達からである。多くのろう学校では、聴覚口話法の習得が遅れるということで手話は禁止であったため、休み時間や放課後、また先生の目の届かないところで、友達同士でこっそりと手話は行われていた。

²² 例えば、イルカやクジラ、コウモリなどは人の聞こえない超音波でやりとりしているし、クモザルは何種類もの鳴き声を使い分けて仲間に敵の種類を教えている。また、ミツバチダンスで有名なように、ミツバチも舞い方や羽音で目的物の場所を知らせているなど、生き物によって意思伝達手段は多種多様である。

²³ 「最初の人間が神から授かった」（神授説）、「人間が発明した」（ルソー、ヘルダーの発明説）、「叫び声や掛け声が言語に進化した」（ダーウィン進化説に影響を受けた説）等、諸説紛々であるが、喧々囂々、議論が収拾できなかったため、1866年のパリ言語学会において「言語起源については今後一切論じないことにする」との決議がなされ、議論が封印された。

²⁴ 米国のN. チョムスキーが提唱した。人間は生まれつき言語獲得装置が備わっているとする考え方。赤ん坊の脳には「英語の脳」「日本語の脳」の区別はないが、置かれた言語環境により、この装置の機能と、どのような言語にも共通の規則である普遍文法があり、外界からの刺激（言語の経験）により普遍文法が内包するパラメーター（媒介変数）を設定することで個別文法に変換する。

²⁵ 言語習得には最も適した期間があり、それを過ぎると母語話者のような言語能力を身につけることはできないとする考え方。米国の神経生理学者のE. ネバークが唱える。

²⁶ カナダの心理学者。後述するバイリンガル教育の理論的基礎の構築に貢献した。

²⁷ B I C S : Basic Interpersonal Communication Skill 「日常言語能力」ともいう。

能力²⁸に分けられる。子どもは大人よりも早く第二言語に慣れるので、海外からの転入生などは学校などで放課後や休み時間での友達との会話もすぐにスムーズにできるようになるが、肝心の授業ではサッパリという事例が散見される。これは、授業についていくための学習言語能力が習得されていないため、通常、生活言語能力が1～2年で身につくのに対し、学習言語能力は年齢相応のレベルに達するには5～6年必要であるとされている。それゆえ大抵の子どもは小学校入学までに母語で生活言語能力と学習言語能力を習得しているが、ここで問題となるのが、生まれてきた子どもがろう児の時である。

ろう児が母語の習得に失敗するとその後の知識の吸収や精神の成長に大いに支障を来すことになる²⁹。統計的には新生児 1,000 人当たり 1 人が重度の聴覚障害児であるが、彼らの約 9 割が聴者の親から生まれている。親が聴者の場合、子どもに親の母語である日本語は届かない。親子全員がろう者の家族をデフ・ファミリーと呼ぶが、デフ・ファミリーに生まれたろう児は生まれたときから両親の手話を見て育つので手話が第一言語、すなわち母語となる。今は新生児の聴覚スクリーニングが早期に実施されるのですぐに聴児か否かが判明する。ろう児が生まれると、小児科や耳鼻咽喉科からは補聴器や人工内耳³⁰の装着を勧められる。聞こえの程度や人工内耳等の効果も人によって異なるため、運が悪ければ母語が習得できないまま成長する。もし幼児期に第一言語である母語の習得ができないと、日常的な会話や具体的な出来事の描写などの基礎的なレベルでしか対話ができなくなり、複雑な思考や抽象的な論理の運用はできなくなる。それゆえ、言語習得だけでなく、最低限のリテラシーや認知能力、判断力、心の発達、情緒の成長までが阻害されるおそれが生じる。L. ヴィゴツキー³¹は、我々が心の中で、または独り言としてつぶやく言葉を「内言」と呼び、それが思考のために機能していると指摘している。つまり、言語は単にコミュニケーションツールとして必要であるだけでなく、認知・思考の点でも不可欠なものである。母語の発達が阻害されると、難解な語彙や抽象的概念を理解することは困難となる。

人は母語を習得しそれを使用して生活できるという言語権を有する。これは基本的人権の一つであり、その考え方は 1948 年の国連の「世界人権宣言」³²に源を発しており、それ

²⁸ CALP : Cognitive Academic Language Proficiency 「認知学習言語能力」ともいう。

²⁹ これまでの口話法中心の教育を実施してきた国々において、日本では「9歳の壁」と言われるが、同様にアメリカでは小学校3年生程度、英国では8歳児レベルに知的発達がとどまることが様々な調査結果を見ても明らかになっている。

³⁰ 補聴器は音を単に物理的に増幅するものであるが、人工内耳は耳の奥の蝸牛と呼ばれる聴覚組織に手術で細い電極を埋め込み、音を電気信号に変えて直接聴神経を刺激する装置のこと。

³¹ 旧ソ連の心理学者。子どもの認知や言語の発達について独自の理論を展開した。

³² 世界人権宣言第2条に「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」とある。(外務省HP世界人権宣言仮訳文より引用。下線は引用者)。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html> (平 29.1.4 最終アクセス)

を条約化した 1966 年の「世界人権規約」³³において具現化されている³⁴。その流れを受けて 1992 年の国連総会において「民族的もしくは種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する者の権利宣言」(Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities) が採択され、国家の義務として「マイノリティの存在及びその民族的、種族的、文化的、宗教的及び言語的アイデンティティを保護し、その伸長のための条件づくりを奨励しなくてはならない」「この目的達成のために適切な立法等必要な措置を講じなければならない」「この目的達成のために適切な立法等必要な措置を講じなければならない」(第 1 条)、「マイノリティに属する者が、すべての人権及び基本的自由をいかなる差別を受けることなく十分かつ効果的に行使するよう確保する措置をとらねばならない。」(第 4 条)を挙げている。この文言においてマイノリティをろう者に置き換えて読むと、国はろう文化を尊重し、日本手話を保護していかねばならないということになる。人権としての言語権の見地からも、子どもの知識、情緒を健康に育て伸ばすためには、母語の習得が必須であり、そのためにろう児にはうまく行くかどうか未知数の口話の習得ではなく確実に身に付く日本手話を第一言語として位置づける方が適当なのではないか。

6. バイリンガル教育の必要性

ろう児の場合、日本手話を母語として獲得しても、聴者が多数である社会で共存していくため聴者の母語である日本語の習得も不可欠である。それをどう実現していくかについて、バイリンガル教育についてみてみたい。

バイリンガルとは 2 言語の能力が一定程度以上有する人で、子どもが 2 言語を習得することを目標に 2 言語で指導することがバイリンガル教育である。米国ではバイリンガル教育に約 100 年の実績があり、移民を中心にした非英語系家庭の子どものために母語と英語の教育が行われるような援助体制が整えられた。また、カナダのケベック州では英仏両語が公用語とされており、教育においてもイマージョンプログラム³⁵によってバイリンガルの子どもの育成に努めている。古くから西欧では歴史的・地理的要因からバイリンガルやマルチリンガルを育ててきた歴史を持っている

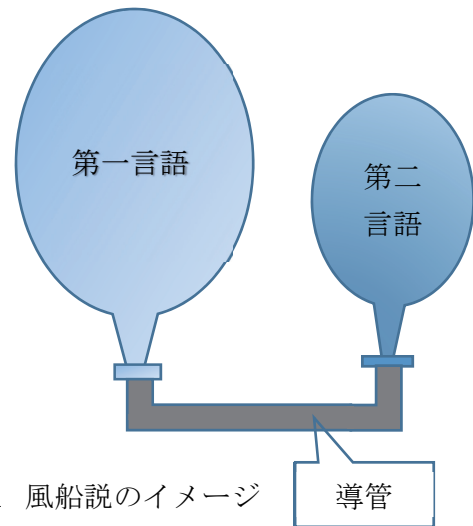


図 1 風船説のイメージ

(出所) 筆者作成

³³ 同規約のうち、自由権規約(国連の市民権と政治的権利に関する国際規約B)の第 27 条において、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属するものは、その集団の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」(外務省HPより引用。下線引用者)〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html〉(平 29. 1. 4 最終アクセス)

³⁴ 厳密に言えば、世界人権宣言ではマイノリティの権利について明記されていなかったが、世界人権規約において初めて認められた。

³⁵ 目標言語を教えるのではなく算数や理科などの教科を目標言語で教える手法。目標言語に浸らせるという意

る。EUでも多言語主義・多文化主義を掲げており、加盟各国は外国語教育に力を入れている。

言語学研究において、バイリンガル教育について多くの経験と蓄積がある。そこではこれまで分離基底言語能力モデル(SUP : Separate Underlying Proficiency) ³⁶が有力であった。それは第一言語と第二言語を別々に捉え、個人の中で両言語が互いに影響し合うことなく別個に機能するというもので、第一言語が優勢になれば第二言語が劣勢になると捉える。すなわち一つの言語習得は他の言語習得を妨げると考えるのである。1960年代までの心理学では人間の脳には限界があるため二つの言語を収納するには容量が足りず混乱を来すという説である。このような考え方は、ろう学校でこれまで手話が禁止されてきたのもそれにより口話法のマスターが妨げられるという考え方と底流で相通するものがある。バイリンガルは2言語を併用する人を指すが、他方、両言語とも年齢相応のレベルに達していないケースをセミリンガル、もしくはダブルリミテッドと呼ぶ。このようなバイリンガルのマイナス面は分離基底言語モデルで説明されるが、他方で優秀なバイリンガルの子どもが多く存在することも事実である。これを裏付けるのが、前出のカミンズが主張する共有言語能力モデル(CUP : Common Underlying Proficiency) ³⁷であり、近年こちらの方が有力になってきている。人の脳は情報処理に負荷をかければかけるほど鍛えられて強くなりできなかつたことができるようになるとの実証例が多くあり、バイリンガルは認知症になりにくいとの学説も発表されている等、現在はバイリンガル教育に肯定的な見解が一般的になっている。

「音声語同士でのあいだでも、また手話と音声語のあいだでも、バイリンガルにはおなじ言語習得パターンがみられる。こうした手話と音声語のバイリンガルの研究は多くがアメリカ、

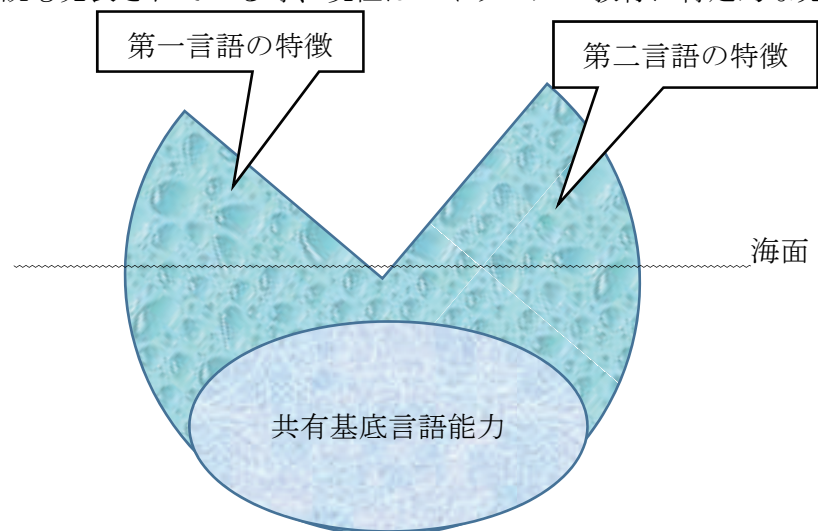


図2 カミンズの2言語共有説(冰山説)のイメージ
(出所) 筆者作成

味でイマージョンという。(immerse「浸す」)

³⁶ 別名、風船説とも呼ばれる。イメージとして、第一言語という風船と第二言語という風船が導管でつながれている。この状態では片方が大きくなればもう片方がしぼみ、また逆もある。(図1参照)

³⁷ 2つの言語は、表面上は別々に存在し機能しているように見えるが、水面下ではつながって読み書きや会話の基となる資源を共有しているので、「冰山説」とも言われる。(図2参照) カミンズは子どもの認知的発達とバイリンガルの関係を**敷居理論**(低い敷居と高い敷居を持つ3階建ての家を想定し、1階では2つの言語とも年齢に相応のレベルに達しておらず、第一の敷居を通過して2階に上がると、片方の言語が年齢相応のレベルに達し、さらに第二の敷居を通過して3階に上がると両言語が年齢相応のレベルでマスターされるという考え方)で説明し、それをもとに子どもの言語能力の発達は母語の言語能力と関係するという「二言語相互依存仮説」を唱え、それが発展して「共有言語能力モデル」となった。

ヨーロッパで行われ、日本ではこれまでほとんど研究が行われていなかった。しかし、明晴学園についてみるかぎり、バイリンガル理論の相互依存仮説、その発展形としての二言語基底共有説はそのまま、日本手話と日本語の習得についても成立している。手話を獲得したろう児は、そのレベルに応じて日本語も習得しているからだ³⁸。現実には音声言語の場合、たとえばアメリカの子どもが英語とスペイン語を同時に習得することが可能であるが、ろう児の場合、第一言語である手話と英語を同時には習得できない。まず、第一言語として手話を獲得してから第二言語を習得するのが順序である。

我が国のバイリンガル教育については歴史も浅く実績も少なく、また第二言語といえは英語のことを指す場合が多く³⁹、日本手話を議論の俎上にあげることがはまだないが、ろう児のバイリンガル教育について検討する際にはそれまでの先行研究を大いに参考にすべきであろう。

7. 手話言語法制定の動き

ミラノ会議以降手話を排除する口話法中心の世界の潮流は 2006 年の国連の障害者権利条約⁴⁰、2010 年のバンクーバー会議⁴¹で 180 度方向転換される。手話を言語と認め多数派である聴者の言語と同等の権利を有し、ろう者が聴者と平等に社会参画できるシステムの構築を目指そうとするようになった。それまでもバイリンガル教育については言語学や認知心理学等の研究分野においてその有用性を評価する実証研究が多くなされていた。流れは口話法中心から手話を母語とするバイリンガル教育に変わりつつある。

我が国政府は国連の障害者権利条約締結以降、その批准に向け、2011 年障害者基本法の改正⁴²、2012 年障害者総合支援法の成立、2013 年障害者差別解消法の成立、同年障害者雇用促進法の改正等国内法の整備に乗り出す。手話に関しても同様のブームが起きており、手話言語条例、手話言語法の制定に向け気運は高まっており、その勢いは燎原の火のように国会の内外に広がり始めている。2012 年の鳥取県を皮切りに全国の都道府県、市町村で手話言語条例の制定の動きが活発化している⁴³。また、47 都道府県、東京 23 区、1718 市町村という全自治体において、国に手話言語法制定を求める意見書が採択されるという我が国憲政史上画期的な出来事もあった。国会においてもここ 2、3 年の間で衆参の厚生労働委員会、衆議院の内閣委員会、予算委員会第 5 分科会において、手話言語法について議論

³⁸ 齊藤道雄 前掲脚注 10 書 81 頁

³⁹ 2000 年の第 22 期国語審議会答申では、英語が国際語として使用されることを前提に「国際化時代における日本人の言語能力を総合的に考える視点に立って母語としての日本語教育と、外国語の教育を一層充実させていくこと」が望ましいと述べている。また、同年小渕首相（当時）の私的諮問機関「21 世紀の日本の構想」で、英語第二公用語論が検討された。

⁴⁰ 国連総会で採択され、第 2 条で「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と手話を言語として規定している。我が国も関係国内法を整備した後 2014 年に批准している。

⁴¹ 2010 年カナダのバンクーバーで開催された第 21 回世界ろう教育者会議において、130 年前にミラノ会議において自らが行った決議を全面否定し、過ちを認めた「バンクーバー決議」を採択している。全日本ろうあ連盟HP参照<<https://www.jfd.or.jp/info/misc/kaikaku/spedu/sm3-iken-a2.pdf>>（平 29. 1. 4 最終アクセス）

⁴² 同法は第 3 条で「言語（手話を含む）」と定義しており、手話は法的にも完全な市民権を獲得する。

⁴³ 平成 29 年 1 月現在、59 の自治体で言語手話条例が制定され、うち 55 の自治体で施行されている。

されており⁴⁴、また質問主意書の形で政府の姿勢が質されている⁴⁵。

このようなムーブメントは多くのろう者やろう社会によって歓迎されることであるが、一部のろう者の中には懸念や不安があることも想像に難くない。それは立命館大学生存学研究センターのクァク・ジョンナン⁴⁶や日本財団の笹川陽平⁴⁷が指摘するように、手話言語法が日本語対应手話を対象とするのか、日本手話を対象にするのか明記していないためである。それはろう運動を主導してきた「全日本ろうあ連盟」のスタンスによるところが大きい。同連盟は「ろうあ者の人権を尊重し文化水準の向上を図りその福祉を増進すること」を目的とする全国最大のろう者の団体であり、1947年の結成以来、ろう者の暮らしと権利を守るために運動を行っている。これまでのところ、民法第11条改正⁴⁸、運転免許資格獲得、差別法規撤廃などの法改正、手話通訳制度（養成・設置・派遣）の確立などに取り組み、先述の通り障害者基本法に「言語（手話を含む）」と認知させ、手話言語法・条例も制定に向け働きかけるなど多くの成果をあげてきた。

しかし、日本手話と日本語対应手話との並立については、同連盟は「ひとつの手話路線」を堅持し、両者の融合を目指している。しかもそれは「二つの手話を足して二で割るのではなく、ろう者の手話「日本手話」を、日本語対应手話に、あるいは日本語に同化させる方向への試みでもあった」⁴⁹。第3節で紹介した日本弁護士連合会に対する「人権救済の申し立て」に対して、同連盟は申し立てが日本手話と日本語対应手話を峻別し、ろう社会を分裂させるものと反対を表明するなど日本手話に対して冷淡な反応を示している。

手話言語法もろう者社会全体でみた場合プラスになると言えるし、その延長上で考えると「ろう運動」を進めるにはどちらの言語でも良いかもしれない。しかし、「ろう教育」について検討するときにはどちらでも良いとは言い難い。それは「ろう児、ことに乳児や幼児は日本語対应手話の理解がむずかしく、対应手話での教育はほとんど不可能だから

⁴⁴ 参議院では、いずれも厚生労働委員会において、平成27年9月10日の一般質疑、また28年5月24日の障害者総合支援法改正案の質疑の際に議論されている。

⁴⁵ 衆議院議員中根康浩（民維ク）提出「『手話言語法』制定に関する質問主意書」（衆質190第161号、平28.3.2）〈http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a190161.htm〉（平29.1.4最終アクセス）

⁴⁶ 同センター客員研究員「日本手話を教育言語とするろう教育を調査する」（2015年3月1日）において、「ろう者のなかには手話言語法に反対する人々もいます。その理由は、手話言語条例や手話言語法案が日本手話と日本語対应手話を明確に区別しておらず、日本手話を使用している人の権利が矮小化されることを懸念しているからです。一方で、ろう者コミュニティのなかには、日本手話と日本語対应手話の区別に賛同せず、両者を区別することに危惧を抱いている人々もいます。そこでは、他のマイノリティ言語と同様、手話言語も音声言語の影響を大きく受けてきたため、手話を区別することは容易ではないという主張があります。」（文中下線 引用者）と述べている。〈<http://www.ritsumeit-arsvi.org/news/read/id/623>〉（平29.1.4最終アクセス）

⁴⁷ 公益財団法人日本財団会長「産経新聞【正論】手話言語法、制定の機は熟した」（2015年10月21日）において、「このほか手話には、日本語とは別の言語でろう者が日常的に使う「日本手話」と、日本語の語順に手話単語を合わせる形の「日本語対应手話」があり、どちらを日本の手話とするか、といった問題もあるようだが、極めて学術的な問題であり法制定後の専門家の検討に委ねてもいいのではないか」（文中下線 引用者）と述べている。〈<http://blogos.com/article/140271/>〉（平29.1.4最終アクセス）

⁴⁸ それまでろう者を準禁治産者と見做し住宅ローンや家業の承継もできなかったが、昭和54年の民法改正で可能となった。

⁴⁹ 斉藤道雄 前掲脚注10書185頁

だ」⁵⁰。「手話は一つ」路線はろう児へのバイリンガル教育を否定するものであり、ろう児の言語獲得、認知発育を妨げるものとなっている。

8. おわりに

筆者が本テーマに関心を持ったのは平成 11 年から 6 年間活動した「参議院共生社会に関する調査会」の会議録を渉猟した際である。平成 16 年 2 月 18 日及び 3 月 3 日の同調査会において、複数の委員と政府、有識者等との間で、文部科学省主導でろう学校で実施されている「聞く」「話す」を主眼においた聴覚口話法の評価、ろう学校の教員になるための教育養成課程では手話を学ぶことが必修ではないことの是非、独立行政法人国立特殊教育総合研究所でのバイリンガル研究の進捗状況と文部科学省の見解等について質疑応答が行われている⁵¹。10 年以上前から本テーマについて問題提起がなされているのである。

その後の状況については前節で紹介したが、最近では各党や議員個人の勉強会やヒアリングも各所にて行われており、いよいよ手話言語法の制定に向けて機が熟しつつあるといえる。

しかし、全日本ろうあ連盟が日本手話の存在を認めない以上、本当のろう者の自立は達成できないのではないか。手話言語法の手話をどのように定義するのか、それにより本当の意味でのろう者の自立とろう文化の進化、そしてろう児の健全な成長に大きく影響を及ぼすことになるだろう。日本語対应手話と日本手話、両者の差異は外野からは些細なものに見えるかもしれないが、当事者間では根深く相容れない要因を内包しているようだ。

【参考文献】

斉藤道雄「手話を生きる」(みすず書房、2016 年)

佐々木倫子監修「バイリンガルでろう児は育つ」(生活書院、2008 年)

木村晴美「日本手話とろう文化」(生活書院、2007 年)

ジム・カミンズ、中島和子「言語マイノリティを支える教育」(慶應義塾大学出版会、2011 年)

Cummins, Jim 「An Introductory Reader to the Writings of Jim Cummins」 (Bilingual Education and Bilingualism, 29) (2001.10)

(やまうち かずひろ)

※ 本稿に対しては、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）から反論レポートが公表され、連盟ウェブサイト*や日本聴力障害新聞（平成30年5月号）等において掲載されているところです。

* <https://www.jfd.or.jp/2018/03/23/pid17437> (連盟ウェブサイト)

同反論レポートでは、本稿に対し、『「日本手話と日本語対应手話との並立について

⁵⁰ 斉藤道雄 前掲脚注 10 書 166 頁

⁵¹ 第 159 回参議院共生社会に関する調査会会議録第 2 号 14 頁(平 16. 2. 18)及び同第 4 号 11~13 頁(平 16. 3. 3)

は、連盟は「ひとつの手話路線」を堅持し、両者の融合を目指している。しかもそれは「二つの手話を足して二で割るのではなく、ろう者の手話「日本手話」を日本語対応手話に、あるいは日本語に同化させる方向への試みでもあった」と、齊藤道夫氏の「手話を生きる」という著作をもとにした記述がみられます。』とし、この本稿の記述（110頁）について、『連盟がそのようなことを述べている事実は一切ありません。』との指摘をいただきました。

また、「連盟が日本手話の存在を認めない以上、本当のろう者の自立は達成できないのではないか。」としている本稿の記述（111頁）について、同反論レポートでは、『連盟は「日本手話」の存在を認めるとか認めないとかの問題でなく、音声言語とは違う独自の言語体系を有する言語である「手話言語」が使いやすい環境整備を求め、共生社会を築こうとしています。』とし、本稿執筆者に対し、『ろうあ者当事者団体に確認することなく、一部のろう教育関係者の発言を拠り所に行っていることについては遺憾に思います。』との指摘をいただきました。

今般、連盟からのご指摘を踏まえ、本稿執筆者から、連盟の考え方に言及しなかったことについて不適切であったとの申告があり、連盟のお考えを否定する意図はなく、関係者にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びしたい旨の申出がありました。

本誌の編集・発行を行う参議院事務局企画調整室といたしましても、連盟からいただいた反論を真摯に受け止めますとともに、本稿の当該記述は、連盟の考え方に言及せず、事実誤認との指摘を免れないものであり、関係者にご迷惑をおかけしましたことについて、執筆者とともに深くお詫びを申し上げます。

今後につきましては、引用・参考とする文献等の適切性や事実関係の確認をさらに徹底するなど、より一層の改善に努めてまいります（令和3年2月5日追記）。